梼原町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年10月

梼原町通学路安全対策連絡協議会

1.プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきた。
引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「梼原町通学路交通安全プログラム」を策定することとした。
今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。

2.通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を設置した。本プログラムは、この協議会で議論し、策定した。

・梼原町教育委員会
・須崎警察署
・高知県須崎土木事務所
・梼原小学校
・梼原中学校
・梼原学園PTA
・梼原町交通安全町民会議
・梼原町青少年育成センター
・梼原町総務課
・梼原町環境整備課

3.取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行う。
これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】

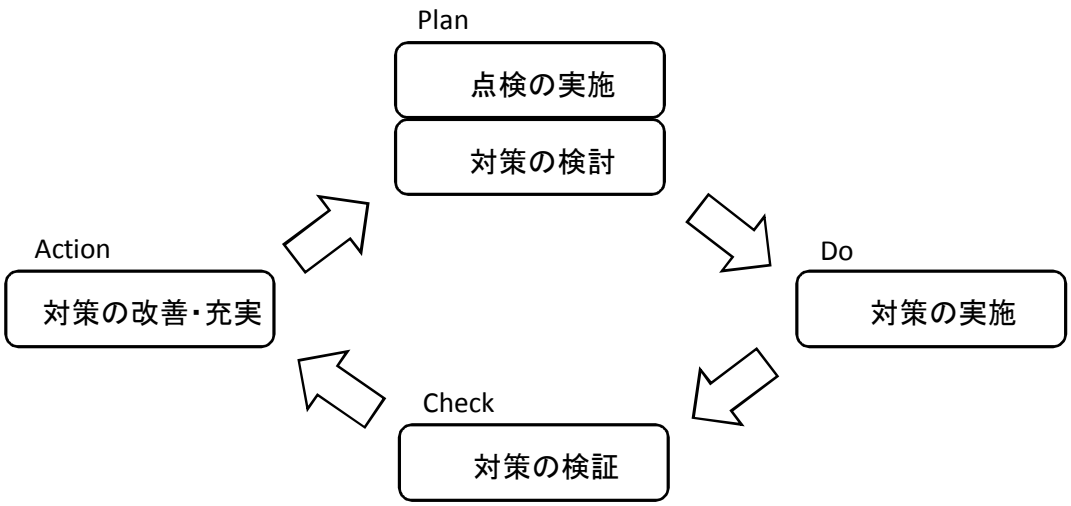

(2)定期的な合同点検の実施

○　合同点検の実施時期等

・　通学路に対する保護者や地域の住民、団体等からの要望を受け、1年に1回合同点検を実施する。

・　定期の実施時期は4月～9月を目途に実施することとするが、通学路に対する要望があった場合は随時開催するものとする。

・　合同点検の内容や結果は、通学路安全対策連絡協議会構成員に連絡する。

・　上記以外においても必要が生じた場合は合同点検を実施する。

○　合同点検の体制

・　合同点検の場所に関係する学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会等が参加して合同点検を行う。

(3)対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4)対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5)対策の検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、安全対策効果があがっているか等を検証する。

(6)対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4.箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、HP等で公表する。

【別添資料】

椨原町内通学路の緊急合同点検を受けた危険箇所対策の公表について

(1)椨原町内通学路の対策箇所一覧表

(2)椨原町立椨原小学校通学路対策箇所図